

WTO貿易円滑化協定の条文の構成

第1節 各国が実施すべき貿易円滑化措置		
第1条	情報の公表および入手可能性	1 公表
		2 インターネットを通じて入手可能な情報
		3 照会所の設置
		4 貿易の円滑化に関する委員会への通報
第2条	意見の表明の機会、効力発生前の情報および協議	1 意見の表明の機会および効力発生前の情報
		2 定期的な協議
第3条	事前教示	事前教示制度の導入・規定
第4条	異議の申し立てまたは審査の請求のための手続き	異議申し立ての権利
第5条	公平性、無差別待遇および透明性を向上させるためのその他の措置	1 管理または検査の強化のための通達
		2 留置
		3 試験手続き
第6条	輸入および輸出について、またはそれらに関連して課する手数料および課徴金ならびに罰に関する規律	1 輸入および輸出について、またはそれらに関連して課する手数料および課徴金に関する一般規律
		2 輸入および輸出について、またはそれらに関連して課する税関手続きの処理のための手数料および課徴金に関する特定の規律
		3 罰に関する規律
第7条	物品の引き取りおよび通関	1 到着の前の手続きの処理
		2 電子的な納付
		3 関税、租税、手数料および課徴金の最終的な決定からの引き取りの許可の分離
		4 危険度に応じた管理方法
		5 通関後の監査
		6 引き取りまでの平均的な時間の確定および公表
		7 認定事業者のための貿易の円滑化に関する措置
		8 急送貨物
		9 腐敗しやすい物品
第8条	国境機関の協力	国境当局の活動および手続きの調整
第9条	税関の管理課における輸入を予定している物品の移動	輸入された税関から、実際に通関される税関への移送
第10条	輸入、輸出および通過に関連する手続き	1 手続きおよび所要の書類
		2 電子的な書類も含む写しの受理
		3 国際的な基準の使用
		4 シングルウィンドー(手続き窓口の一元化)
		5 船積み前検査(関税分類および関税評価に関する)の廃止
		6 通関業者の利用義務化の禁止
		7 共通の国境手続きおよび統一的な所要の書類
		8 輸入が許可されなかった物品
		9 物品の一時輸入ならびに国内加工および国外加工
第11条	通過の自由	原則、手数料などに関する規律、通貨に関する手続き、保税運送制度など
第12条	税関協力	1 順守および協力を促進する措置
		2 情報の交換
		3 確認
		4 情報の要請
		5 保護および秘密の取り扱い
		6 情報の提供
		7 要請の延期または拒否
		8 相互主義
		9 行政負担
		10 制限
		11 認められていない利用または開示
		12 2国間および地域的な協定
第2節 開発途上国および後発開発途上国に対する特別かつ異なる待遇の規定		
第13条	一般原則	
第14条	規定の区分	
第15条	区分Aの通報および実施	
第16条	区分Bおよび区分Cの実施のための確定日の通報	
第17条	早期警報制度(区分Bおよび区分Cの規定を実施する期日の延長)	
第18条	区分Bおよび区分Cの実施	
第19条	区分Bと区分Cとの間の移動	
第20条	紛争解決に関わる規則および手続きに関する了解の適用のための猶予期間	
第21条	能力の開発のための援助および支援の提供	
第22条	委員会に提出される能力開発のための援助および支援に関する情報	
第3節 制度上の措置および最終規定		
第23条	制度上の措置	
第24条	最終規定	

(注) 第1～5条はGATT第10条(貿易規則の公表および施行)に関する規定、第6～10条はGATT第8条(輸入および輸出に関する手数料および手続き)に関する規定、第11条はGATT第5条(通過の自由)に関する規定。

(出所) WTO「貿易円滑化協定」を基に作成